

第 44 号

熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県財産条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 6 年 2 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県財産条例の一部を改正する条例

熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

区 分		使用料				
		単位	所在地			
			第 1 級地	第 2 級地	第 3 級地	第 4 級地
土地	電柱類を設置する場合	1 年	電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号）第 8 条の規定の例により算定した額			
	電線その他これに類するものを電柱類に設置する場合（電柱類を設置する場合を除く。）	1 年	電柱類を設置する場合の使用料の額の範囲内で知事が別に定める額			
地下埋設物を設置する場合	外径が 0.07メートル未満のもの	長さ 1メートルにつき 1年	27 円	25 円	23 円	23 円
	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		38 円	36 円	33 円	32 円
	外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		58 円	54 円	50 円	48 円
	外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		77 円	72 円	66 円	64 円
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		120 円	110 円	99 円	97 円
	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		150 円	140 円	130 円	130 円
	外径が 0.4メートル以上		270 円	250 円	230 円	230 円

	0.7メートル未満のもの					
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		380円	360円	330円	320円
	外径が1メートル以上のもの		770円	720円	660円	640円
	その他の場合	1年	当該土地の台帳価格に100分の4を乗じて得た額に当該土地のうち使用させる部分の面積を乗じて当該土地の面積で除して得た額			
建物		1年	当該建物の台帳価格に100分の7を乗じて得た額と当該建物の建築面積相当の土地の使用料の額との合算額に当該建物のうち使用させる部分の延べ面積を乗じて当該建物の延べ面積で除して得た額			
その他		1年	土地又は建物に準じて知事が別に定める額			

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政財産である土地に地下埋設物を設置する場合の使用料の額を見直す必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。